

平成29年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

佐藤商事株式会社

代表取締役会長 村 田 和 夫

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成29年6月23日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館（9階）911会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第94期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 以下の事項につきましては、法令及び定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.satoshoji.co.jp/ir/index2.html>) に掲載しておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。
 - ①新株予約権等の状況
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の個別注記表したがって、本招集通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- ◎ なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.satoshoji.co.jp/ir/index2_4.html) に掲載させていただきます。
- ◎ 当日はノー・ネクタイのクールビズスタイルにて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境に改善が見られ、緩やかな回復基調で推移しましたが、中国やアジア新興国の経済鈍化、米国新政権の政策運営等により先行きは不透明な状態となっております。

このような状況下におきまして、当社グループの連結業績は、主力の商用車業界の海外販売が引き続き低調だったこと等を受け、売上高は1,799億4千7百万円（前年同期比2.1%減）となりました。

企業集団の事業別セグメント売上高の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円, %)

事業	前連結会計年度 自平成27年4月1日 至平成28年3月31日		当連結会計年度 自平成28年4月1日 至平成29年3月31日		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
鉄鋼	115,809	63.0	111,909	62.2	△3,900	△3.4
非鉄金属	30,727	16.7	29,527	16.4	△1,200	△3.9
電子材料	18,553	10.1	20,221	11.2	1,667	9.0
ライフ営業	8,779	4.8	8,608	4.8	△170	△1.9
機械・工具	9,991	5.4	9,680	5.4	△310	△3.1
合計	183,861	100.0	179,947	100.0	△3,914	△2.1

(注) 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

鉄鋼事業においては、主要取引業界である商用車業界の海外販売が引き続き低調だったこと等を受け、売上高は1,119億9百万円（前年同期比3.4%減）となりましたが、利益改善の効果等により、営業利益は21億8千6百万円（前年同期比6.8%増）となりました。

非鉄金属事業においては、主要取引業界である商用車業界の海外販売が引き続き低調だったこと等により、売上高は295億2千7百万円（前年同期比3.9%減）、営業利益は2億7千1百万円（前年同期比0.8%増）となりました。

電子材料事業においては、主力の車載機器向けプリント配線基板用積層板の販売が堅調に推移したこと等により、売上高は202億2千1百万円（前年同期比9.0%増）、営業利益は新規商材の拡販により4億9千5百万円（前年同期比48.3%増）となりました。

ライフ営業事業においては、売上高は86億8百万円（前年同期比1.9%減）となりましたが、積極的に自社商品販売を推進したこと等により、営業利益は6億3千8百万円（前年同期比3.8%増）となりました。

機械・工具事業においては、国内において政府の設備投資を支援する補助金が交付されましたが設備投資マインドを回復させるまでには至らず、またアジア新興国の経済鈍化の影響等を受け、売上高は96億8千万円（前年同期比3.1%減）となりました。将来を見据えた営業体制の再構築を図っていること等により営業利益は5百万円（前年同期比86.6%減）となりました。

当社グループの収益面におきましては、営業利益は35億9千7百万円（前年同期比8.7%増）、経常利益は38億7千9百万円（前年同期比14.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は25億9千1百万円（前年同期比12.5%増）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は5億4千3百万円であり、主なものは、鉄鋼事業の事業用建物・土地の取得等であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金について、24億円の調達及び29億2千5百万円の返済を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 91 期 平成26年3月期	第 92 期 平成27年3月期	第 93 期 平成28年3月期	第 94 期 平成29年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	178,311	187,603	183,861	179,947
経 常 利 益	3,348	3,691	3,378	3,879
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,241	2,302	2,303	2,591
1株当たり当期純利益	102円91銭	106円04銭	106円34銭	120円12銭
総 資 産	100,794	110,138	101,710	107,337
純 資 産	31,993	36,606	36,045	40,105

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
エヌケーテック株式会社	64百万円	100.00%	鉄鋼及び非鉄金属等の加工並びに販売
日本洋食器株式会社	40百万円	100.00%	金属洋食器等の製造及び販売
佐藤物流株式会社	10百万円	100.00%	金属材料の運送
メタルアクト株式会社	320百万円	100.00%	鉄鋼及びその他金属製品の販売
佐藤ケミグラス株式会社	30百万円	100.00%	非鉄金属等の加工及び販売
香港佐藤商事有限公司	100千米ドル	100.00%	電子材料の販売
SATO-SHOJI (THAILAND) CO., LTD.	110百万バーツ	99.64%	鉄鋼及び電子材料の販売
上海佐商貿易有限公司	4,480千米ドル	100.00%	鉄鋼及び非鉄金属等の販売、輸出入業務

(4) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略を達成すべく、下記施策を展開してまいります。

- ①取引金額の多寡に比例する取引リスクの評価が必要な案件については、様々な角度からの検討を反映させるため、与信投資委員会にてリスクの把握と対策を検討。
- ②鉄鋼事業では、大手ユーザー拡販、新商材の拡販に加え、加工品・部品の拡販取組、互恵先の関係構築、空白地域への開拓、国内人材強化及び海外人材の確保を推進。併せて、中国・東南アジア・南アジア地域での営業拠点の充実及び市場開拓・拡販。
- ③非鉄金属事業では、商材の深掘、メーカー等との技術提携及び専門技術者の活用、拠点網活用による大手ユーザーの開拓・拡販を強化。また海外拠点を活用し、東南アジア地域での新規開拓・拡販。
- ④電子材料事業では、通信・情報、デジタル家電及び車載関連向けプリント配線基板用積層板について、国内販売強化はもとより、香港・タイ・深圳・韓国・シンガポール等の海外営業拠点の拡大を図り、販路をグローバルに展開。新たな商材としては実装品や部品の販売を推進。
- ⑤ライフ営業事業では、オリジナルブランド商品開発、海外生産による低価格商品開発を行い、自社商品を中心とした国内販売を推進。また直営アウトレットやセルフプリキレーション企画、ネット媒体での直販を強化し、国内外の大手販社への新規開拓を推進。
- ⑥機械・工具事業では、大手ユーザーグループへの更なる拡販とともに、新規メーカーを開拓し販売体制を強化しながら、国内外の他部門拠点を活用した網羅的な営業領域の拡大を推進。
- ⑦営業開発部を中心とした、環境関連商品の開発・販売等の新たな市場の開拓及び展開。
- ⑧社員教育の推進による人材育成の強化並びに女性社員やシニア社員の積極的な活用。
- ⑨情報システムの高度活用による効率経営及びグローバル化に対応するため、コンピュータシステムと通信ネットワークシステムに対する情報セキュリティ管理の強化。
- ⑩個人情報を含んだ情報資産を適切に管理するため、個人情報管理体制の構築と情報漏洩防止対策の強化。

(5) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

事業内容	主要製品
鉄 鋼	普通鋼、特殊鋼、建築用の資材、機材など
非 鉄 金 属	アルミニウム、亜鉛、メタルシリコン、銅合金、その他非鉄製品など
電 子 材 料	プリント配線基板用積層板・関連副資材（フィルム）など
ラ イ フ 営 業	金属洋食器、陶磁器、パーソナルカラオケ、貴金属など
機 械 ・ 工 具	工作機械、各種設備・装置、輸入機械、切削工具、研削砥石など

(6) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

名 称	所 在 地
当 社	本 社 東京都千代田区
	支 店 札幌、神奈川、名古屋、大阪、九州ほか35店
エヌケーテック株式会社	本 社 埼玉県さいたま市
	工 場 新潟県燕市
日本洋食器株式会社	本 社 新潟県燕市
佐藤物流株式会社	本 社 千葉県浦安市
メタルアクト株式会社	本 社 愛知県名古屋市
	倉 庫 愛知県名古屋市
佐藤ケミグラス株式会社	本 社 大阪府大阪市
	支 店 茨城県つくば市、大阪府堺市
香港佐藤商事有限公司	本 社 香港
	支 店 シンガポール
S A T O - S H O J I (THAILAND) CO., LTD.	本 社 タイ
上海佐商貿易有限公司	本 社 中国上海
	支 店 中国常州

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
785 (111) 名	20名増 (4名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
581 (92) 名	20名増 (1名減)	40.8歳	12.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	4,230百万円
株式会社常陽銀行	3,350
株式会社三井住友銀行	3,640
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,776
株式会社みずほ銀行	1,200

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- | | |
|-------------|-------------|
| ①発行可能株式総数 | 87,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 21,799,050株 |
| ③株主数 | 3,901名 |
| ④大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
三神興業株式会社	1,584千株	7.4%
いすゞ自動車株式会社	1,451	6.7
日野自動車株式会社	1,270	5.9
NOK株式会社	619	2.9
株式会社りそな銀行	554	2.6
佐藤商事取引先持株会	548	2.5
三原不動産株式会社	530	2.5
日本シイエムケイ株式会社	512	2.4
JFEスチール株式会社	500	2.3
山陽特殊製鋼株式会社	499	2.3

（注）持株比率は自己株式（259千株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	村 田 和 夫	メタルアクト株式会社代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	永 瀬 哲 郎	
取 締 役	田 浦 義 明	
取 締 役	音 羽 正 利	
取 締 役	野 澤 哲 夫	
取 締 役	斎 藤 脩	
常 勤 監 査 役	饗 庭 典 宏	
監 査 役	澤 信 彦	
監 査 役	原 嘉 男	

(注) 1. 各取締役の担当については、次頁の「②執行役員の状況」に記載しております。

2. 取締役斎藤脩氏は、社外取締役であります。

3. 常勤監査役饗庭典宏氏及び監査役原嘉男氏は、社外監査役であります。

4. 常勤監査役饗庭典宏氏、監査役澤信彦氏及び監査役原嘉男氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役饗庭典宏氏は、他社において常務取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

・監査役澤信彦氏は、当社において監査部長を、子会社において代表取締役社長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

・監査役原嘉男氏は、他社において代表取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は取締役斎藤脩氏、常勤監査役饗庭典宏氏及び監査役原嘉男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度末後の取締役の異動

該当事項はありません。

②執行役員の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	村 田 和 夫	メタルアクト株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	永 瀬 哲 郎	
専務執行役員	田 浦 義 明	経営部門総括
専務執行役員	音 羽 正 利	鉄鋼部門（近畿・中四国・九州地区鉄鋼店）・営業開発部門総括
常務執行役員	野 澤 哲 夫	鉄鋼部門（本社国内部門・海外部門・福島・関東地区鉄鋼店）総括
常務執行役員	村 上 毅 一 郎	鉄鋼部門（中部地区鉄鋼店）総括
上席執行役員	秋 元 雅 行	安全・ISO推進部統括
上席執行役員	小 松 和 夫	鉄鋼部門（北海道・東北・新潟・北陸地区鉄鋼店）総括
上席執行役員	小 野 誠 一	ライフ営業部門総括 日本洋食器株式会社代表取締役社長
上席執行役員	内 田 秋 夫	機械部門総括
上席執行役員	浦 野 正 美	経営部門（総務部・経営管理部）統括
執行役員	白 幡 剛	SATO HOME&PRODUCTS CO., LTD. 代表取締役
執行役員	西 山 正 弘	監査部総括
執行役員	須 賀 和 徳	電子材料部門統括
執行役員	伊 藤 明 彦	非鉄金属部門総括
執行役員	長 谷 川 威	機械関係統括

- (注) 1. 田浦義明氏、音羽正利氏及び野澤哲夫氏は取締役を兼務しております。
 2. SATO HOME&PRODUCTS CO., LTD. については平成29年2月28日で閉鎖をし、現在清算手続き中であります。
 3. 当事業年度末日後における執行役員の地位、担当および重要な兼職の異動は次の通りであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
白幡 剛	執行役員 SATO HOME&PRODUCTS CO., LTD. 代表取締役	執行役員 営業開発部門副統括	平成29年4月1日

氏名	異動前	異動後	異動年月日
西山 正弘	執行役員	執行役員	平成29年4月1日
	監査部総括	鉄鋼部門（四国・九州地区鉄鋼店）統括	
須賀 和徳	執行役員	執行役員	平成29年4月1日
	電子材料部門統括	電子材料部門統括	

③事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取（うち社外取締役）	6名 (1)	261百万円 (9)
監（うち社外監査役）	3 (2)	25 (19)
合 計	9	287

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月27日開催の第89期定時株主総会において年額360百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

また別枠で、平成24年6月27日開催の第89期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額45百万円を上限とすると決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第84期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

また別枠で、平成24年6月27日開催の第89期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額5百万円を上限とすると決議いただいております。

4. 支給額には、以下のものも含まれております。

当事業年度におけるストック・オプションによる報酬額29百万円（取締役6名に対し28百万円（うち社外取締役1名に対し0百万円）、監査役3名に対し1百万円（うち社外監査役2名に対し1百万円））

⑤社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人との関係
該当する事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当する事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（18回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 齋藤 脩	17回	100%	-	-
常勤監査役 饗庭典宏	17	100	18回	100%
監査役 原 嘉男	16	94	18	100

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役齋藤脩氏は、全ての取締役会に出席し、他社での代表取締役としての経験や知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性や内部統制の適正性を確保する為の発言、また、当社グループの中期的な企業価値の向上に資する発言を行っております。

常勤監査役饗庭典宏氏は、当事業年度に開催された全ての取締役会、監査役会に出席し、他社における常務取締役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保する為の発言を行っております。

監査役原嘉男氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席、当事業年度に開催された全ての監査役会に出席し、他社における代表取締役としての経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保し、内部統制の適正性を確保する為の発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

(3) 会計監査人の状況

①名称

有限責任 あずさ監査法人

②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社（香港佐藤商事有限公司、SATO-SHOJI (THAILAND) CO., LTD. 及び上海佐商貿易有限公司）は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、監査契約に基づき支払うべき報酬等の額は確定していないため、概算値によっております。
3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬等の見積りの算定根拠の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の監査業務の品質、継続監査年数のほか、会社都合等を勘案し、会計監査人の解任または不再任の決定をすることといたします。なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。また会計監査人の独立性や監査品質を確保する監査体制及び監査活動の適切性や妥当性を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合は不再任の議案を株主総会に付議することがあります。

④責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は監査受託者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委託者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度毎の合計のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、「取締役会規定」に基づき、原則として月1回開催し、法令、定款ならびに「取締役会付議基準」に定める付議事項を決議するほか、取締役が行う職務執行状況の報告を監督して業務の適正およびコンプライアンス体制の実効性を確保しております。
- ロ. 監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行の法令および定款への適合性やコンプライアンス等を監視し、必要に応じ意見を述べております。
- ハ. 監査役は、「監査役監査規定」に基づき、定期的または必要に応じて、取締役の職務の執行を監査しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 取締役会議事録、稟請決裁書等、取締役の職務執行に係る重要文書は、「書類保存規則」に基づき、保存・管理し、取締役の職務執行に係る内容が常に把握できる体制を整備しております。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- イ. 「リスク管理に関する基本規定」を定め、当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の活動に関連するリスク認識を全社に周知して、リスクの予防、把握と報告、管理の体制を整備しております。万一リスクが発生した場合は、所管部署においてリスクの拡大を防止し、これを最小限に止める対策を講じるとともに、それらの経験から得られた再発防止策を全社で共有しております。
- ロ. 「与信投資委員会」を設置し、当社グループの一定金額を超える取引、投資案件等については、様々な角度からリスク評価を行い、適切に対応する体制を整備しております。なお「与信投資委員会」には、オブザーバーとして社外取締役・監査役および内部監査部門も参加、監視しております。
- ハ. 「安全衛生委員会」を設置し、災害・事故防止に関する啓蒙活動を行って、災害・事故の予防を図っております。
- ニ. 内部監査部門は、定期的および必要に応じて当社グループのリスク管理状況の監査を行っております。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役は、「取締役会規定」・「組織および業務分掌・職務権限規定」を定め、その責任と権限を明確にするとともに取締役会の迅速な意思決定機能と機動的な業務執行および監督機能の強化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役の職務執行の効率化を図っております。

ロ. 取締役は、原則として取締役会を月1回開催し、取締役会付議事項の決議や職務執行状況の報告を行っております。取締役会決議事項については、「取締役会付議基準」を定めております。

ハ. 取締役は、当社グループの経営課題やその他重要事項を、「執行役員会」「与信投資委員会」「統括部長会議」「コンプライアンス委員会」「監査報告会」の各種会議体において審議を行い、情報共有を行っております。

ニ. 取締役は、必要に応じて、弁護士・税理士等の意見を参考に職務の執行を行っております。

⑤当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 経営理念や行動方針、ルール・マナーを定めた〔社員行動基準〕冊子を使用人に配布するとともにコンプライアンス・マニュアルを策定し、当社グループの使用人がコンプライアンス意識の徹底を図る一方、定期的な階層別研修やe-Learning研修でコンプライアンスの重要性の周知徹底を図っております。また、「コンプライアンス委員会」を開催して、法令違反の防止、早期発見・対応に努めております。

ロ. 「組織および業務分掌・職務権限規定」に基づき、使用人の業務遂行上の基準を明確にしております。また、使用人は社内規定に基づき、業務の遂行にあたるものとし、重大な違反があった場合は、取締役会で審議し、必要に応じ適切に対処しております。

ハ. 「内部監査規定」に基づき、内部監査部門は、定期的または必要に応じて、法令ならびに当社グループの社則および示達の遵守状況、所管業務の運営および管理状況の監査を行っております。また「監査報告会」において、監査結果等について、取締役および監査役へ定期的に報告を行っております。

ニ. 当社グループは、企業の健全性を確保するため、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを定めた「内部通報規定」を制定・運用し、コンプライアンスの実効性を確保しております。

⑥当社グループにおける業務の適正を確保する為の体制

- イ. 子会社に関する「関係会社管理規定」を定め、子会社の所管部門の統括の下、管理および経営指導を行っております。また、子会社は、期初に経営目標・年度予算・月次計画を策定し、月次損益計画と実績の差異原因や計画進捗および職務遂行状況について、毎月親会社へ報告しております。
- ロ. 子会社の取締役は、必要に応じ当社より選任し、当該子会社の職務執行を監督して、職務の適正を確保しております。
- ハ. 内部監査部門は、定期的または必要に応じて「内部監査規定」に準じた子会社の監査を行い、監査部長は監査結果に基づき、必要に応じて、指導または勧告を行っております。また「監査報告会」において、親会社の取締役および監査役に監査結果等の報告を行っております。
- ニ. 定期的または必要に応じて、監査役および会計監査人による子会社への監査等の実施を行っております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役会からの要請がある場合には、補助すべき使用人を置くこととしております。
- ロ. 補助すべき使用人を置いた場合は、その使用人の人事・評価等については、取締役と監査役との協議を要することとしております。

⑧当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 「監査役への報告に関する規定」を定め、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項を明確にする他、「監査役閲覧文書一覧」を定めております。
- ロ. 監査役会は、必要に応じ、取締役・会計監査人もしくは使用人に業務の報告を求めることができます。
- ハ. 内部監査部門は、当社グループについて実施した内部監査結果を監査役に報告する他、各事業年度の内部監査計画、内部監査結果等について、監査役へ報告および協議をしております。

⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社グループは、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役会・執行役員会・与信投資委員会・統括部長会議等重要な会議に出席し、業務の執行状況および審議状況を直接把握できる体制としております。また、監査役は、必要に応じて内部監査部門や弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーに業務の協力を求めることができます。

ロ. 取締役と監査役は随時面談を実施し、会社が対処すべき課題、監査役監査の整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

ハ. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

⑪反社会的勢力排除に向けた体制

イ. 当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、一切関係を絶ち、不当な請求等には毅然とした態度で対応しております。当社総務部門を反社会的勢力に向けた対応窓口とし、「不当要求対応マニュアル」を整備して社内に周知徹底しております。また、これらの問題が発生した時は関係行政機関や顧問弁護士に連絡をとり速やかに対処しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンス体制

当社は、当社グループ各社の役員や使用人を対象とした研修教育、社内報を利用した情報発信などを通じて、コンプライアンスを遵守する企業風土の醸成、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、「佐藤商事グループホットライン制度」により相談・通報体制を設けており、当社グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

②損失の危機の管理に対する取組みの状況

当社グループの主要な損失の危機について、取締役会および与信投資委員会、コンプライアンス委員会等を通じて取締役や各部門長との定例会議を実施し、各責任担当部署から定期的に報告を受けて、リスク管理状況の確認を行っております。

③職務執行の適正および効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は当事業年度中に17回開催され、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員制度を採用し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

④監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は当事業年度中に18回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議や決議を行っております。また、代表取締役や内部監査部門および会計監査人と定期的に会合し、内部統制システムの整備状況等について意見交換を行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	77,781	流 動 負 債	51,739
現金及び預金	3,358	支払手形及び買掛金	40,996
受取手形及び売掛金	50,988	短期借入金	7,156
電子記録債権	7,231	未払法人税等	762
商品及び製品	15,001	賞与引当金	884
繰延税金資産	432	その他	1,939
その他	878	固 定 負 債	15,491
貸倒引当金	△109	長期借入金	11,525
固 定 資 産	29,555	繰延税金負債	3,217
有 形 固 定 資 産	12,459	退職給付に係る負債	293
建物及び構築物	4,011	役員退職慰労引当金	57
機械装置及び運搬具	712	その他	397
土地	7,413	負 債 合 計	67,231
建設仮勘定	163	純 資 産 の 部	
その他	158	株 主 資 本	32,807
無 形 固 定 資 産	171	資本金	1,321
投資その他の資産	16,924	資本剰余金	880
投資有価証券	15,945	利益剰余金	30,791
繰延税金資産	4	自己株式	△185
その他	1,170	その他の包括利益累計額	7,106
貸倒引当金	△112	その他有価証券評価差額金	6,883
投資損失引当金	△83	繰延ヘッジ損益	△3
資 産 合 計	107,337	為替換算調整勘定	237
		退職給付に係る調整累計額	△10
		新 株 予 約 権	187
		非 支 配 株 主 持 分	3
		純 資 産 合 計	40,105
		負 債 純 資 産 合 計	107,337

連結損益計算書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		179,947
売上原価		165,637
売上総利益		14,309
販売費及び一般管理費		10,711
営業利益		3,597
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	298	
受取賃貸料	134	
仕入割引	94	
持分法による投資利益	28	
その他	90	654
営業外費用		
支払利息	154	
売上債権売却損	41	
賃貸費用	55	
貸倒引当金繰入額	51	
為替差損	30	
その他	40	372
経常利益		3,879
特別利益		
固定資産売却益	52	
補助金の収入	3	
その他	2	57
特別損失		
固定資産除却損	10	
固定資産売却損	0	
子会社株式評価損	7	
出資金評価損	4	
投資損失引当金繰入額	51	
その他	16	90
税金等調整前当期純利益		3,846
法人税、住民税及び事業税	1,316	
法人税等調整額	△61	1,254
当期純利益		2,591
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		2,591

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当連結会計年度期首残高	1,321	882	29,027	△130	31,101
会計方針の変更による累積的影響額			△224		△224
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,321	882	28,803	△130	30,876
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△604		△604
親会社株主に帰属する当期純利益			2,591		2,591
自己株式の取得				△65	△65
自己株式の処分		△2		9	7
その他		0	1		1
株主資本以外の変動額 (当連結会計年度純)					
当連結会計年度変動額合計	-	△2	1,988	△55	1,930
当連結会計年度末残高	1,321	880	30,791	△185	32,807

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に関する調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	4,623	△7	219	△13	4,822	146	3	36,073
会計方針の変更による累積的影響額	196				196			△27
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,820	△7	219	△13	5,019	146	3	36,045
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△604
親会社株主に帰属する当期純利益								2,591
自己株式の取得								△65
自己株式の処分								7
その他								1
株主資本以外の変動額 (当連結会計年度純)	2,063	3	17	3	2,087	41	0	2,129
当連結会計年度変動額合計	2,063	3	17	3	2,087	41	0	4,060
当連結会計年度末残高	6,883	△3	237	△10	7,106	187	3	40,105

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	69,743	流 動 負 債	47,699
現金及び預金	2,739	買掛金	38,399
受取手形	14,353	短期借入金	3,900
電子記録債権	6,427	1年内返済予定の長期借入金	1,365
売掛金	32,209	未払金	143
商品及び製品	12,177	未払費用	576
前払金	577	未払法人税等	655
繰延税金資産	385	前受金	500
その他	930	預り金	1,148
貸倒引当金	△58	賞与引当金	789
固 定 資 産	29,639	その他	220
有 形 固 定 資 産	11,559	固 定 負 債	15,273
建物	3,586	長期借入金	11,525
構築物	187	長期未払金	180
機械装置	644	長期預り金	56
車輛運搬具	3	繰延税金負債	3,185
工具器具備品	126	退職給付引当金	189
土地	6,846	資産除去債務	120
建設仮勘定	163	その他	16
無 形 固 定 資 産	141	負 債 合 計	62,972
ソフトウェア	119	純 資 産 の 部	
その他	22	株 主 資 本	29,419
投 資 そ の 他 の 資 産	17,938	資本金	1,321
投資有価証券	14,072	資本剰余金	789
関係会社株式	2,842	資本準備金	789
関係会社出資金	133	利 益 剰 余 金	27,493
関係会社長期貸付金	333	利益準備金	329
破産更生債権等	3	その他利益剰余金	27,163
敷金及び保証金	587	固定資産圧縮積立金	1,557
長期未収入金	82	特別償却積立金	24
その他	88	別途積立金	17,500
貸倒引当金	△112	繰越利益剰余金	8,081
投資損失引当金	△93	自 己 株 式	△185
資 産 合 計	99,383	評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,803
		その他有価証券評価差額金	6,807
		繰延ヘッジ損益	△4
		新 株 予 約 権	187
		純 資 産 合 計	36,410
		負 債 純 資 産 合 計	99,383

損 益 計 算 書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上高	160,927
売上原価	148,195
売上総利益	12,732
販売費及び一般管理費	9,861
営業利益	2,870
営業外収益	
受取利息	16
受取配当金	339
受取賃料	133
仕入割引	88
その他	37
営業外費用	
支払利息	126
売上債権売却損	40
賃貸費用	51
貸倒引当金繰入額	51
その他	40
経常利益	3,176
特別利益	
固定資産売却益	51
補助金収入	3
その他	2
特別損失	
固定資産除却損	10
関係会社株式評価損	7
関係会社出資金評価損	4
投資損失引当金繰入額	132
その他	16
税引前当期純利益	3,062
法人税、住民税及び事業税	1,090
法人税等調整額	△67
当期純利益	2,038

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本 合 計
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金								
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	そ の 他 利 益 剰 余 金	特別償却 積立金	別 途 繰 越 利 益 剰 余 金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,321	789	789	329	1,570	44	17,500	6,841	26,286	△130	28,267	
会計方針の変更による累積的影響額								△224	△224		△224	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,321	789	789	329	1,570	44	17,500	6,616	26,061	△130	28,042	
当 期 変 動 額												
固 定 資 産 圧縮積立金の積立					32			△32	-		-	
固 定 資 産 圧縮積立金の取崩					△44			44	-		-	
特別償却積立金の取崩						△19		19	-		-	
剰余金の配当								△604	△604		△604	
当期純利益								2,038	2,038		2,038	
自己株式の取得										△65	△65	
自己株式の処分								△2	△2	9	7	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	-	-	-	-	△12	△19	-	1,464	1,432	△55	1,376	
当 期 末 残 高	1,321	789	789	329	1,557	24	17,500	8,081	27,493	△185	29,419	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等	換 算 合 計		
当 期 首 残 高	4,566	△2		4,563	146	32,977
会計方針の変更による累積的影響額	196			196		△27
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,763	△2		4,760	146	32,949
当 期 変 動 額						
固 定 資 産 圧縮積立金の積立						-
固 定 資 産 圧縮積立金の取崩						-
特別償却積立金の取崩						-
剰余金の配当						△604
当期純利益						2,038
自己株式の取得						△65
自己株式の処分						7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,043	△1		2,042	41	2,084
当期変動額合計	2,043	△1		2,042	41	3,460
当 期 末 残 高	6,807	△4		6,803	187	36,410

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

佐藤商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 直 志 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川 村 敦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐藤商事株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐藤商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、当連結会計年度より、四半期会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れの方法を変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

佐藤商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山口直志 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川村敦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐藤商事株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、当事業年度より、四半期会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れの方法を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の整備及び評価の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において有効である旨の報告を、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月17日

佐藤商事株式会社 監査役会

常勤監査役 饗庭典宏 ㊟
(社外監査役)

監査役 澤信彦 ㊟

監査役 原嘉男 ㊟
(社外監査役)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第94期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社の普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は387,712,638円となります。

当期は1株につき12円の間配当を実施しておりますので、これにより年間の合計配当額は、1株につき30円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制強化のため、取締役2名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、あらたに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	お 小 ざわ たか ふみ 澤 孝 文 (昭和27年12月16日生)	昭和50年 4月 いすゞ自動車株式会社入社 平成10年 4月 同社資材調達室購買第一部長 平成17年 4月 同社執行役員 平成19年 4月 同社上席執行役員 平成21年 2月 株式会社湘南ユニテック取締役社長 平成22年 4月 同社代表取締役社長 平成29年 4月 当社顧問 (現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	0株
2	こ 小 たに けん 谷 健 (昭和21年9月12日生)	昭和44年 4月 トピー実業株式会社入社 平成 6年 4月 同社金属建材本部プロジェクト営業部長 平成10年 6月 同社取締役 平成12年 6月 同社常務取締役 平成15年 4月 同社専務取締役 平成18年 4月 同社取締役副社長 平成22年 4月 同社代表取締役社長 平成25年 4月 同社取締役相談役 平成27年 6月 同社相談役 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	0株

- (注) 1. 小澤孝文氏及び小谷健氏は新任の取締役候補者であります。
2. 小澤孝文氏及び小谷健氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 小澤孝文氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
小澤孝文氏は他社における役員および代表取締役として長年鉄鋼業界に従事した経験から戦略・経営面の豊富な知見を有することから、当社グループの企業価値の向上に寄与することを期待したものであります。
4. 小谷健氏は社外取締役候補者であります。
5. 小谷健氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
小谷健氏がこれまで培ってきたビジネスの経験及び他社での代表取締役の経験を活かし、経営全般の監視をお願いするとともに過去の経験を活かした有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社と社外取締役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度は、法令の定める額とします。
小谷健氏の選任が承認された場合、同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。
7. 小谷健氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
さかおみいじ 坂尾栄治 (昭和40年3月12日生)	昭和62年 4月 株式会社新宿中村屋 入社 平成 4年10月 井上斎藤英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成 8年 3月 坂尾公認会計士事務所 設立 平成 8年10月 株式会社ビジネスバンクコンサルティング（現株式会社ジェクシード）入社 平成16年 8月 有限会社アップライト（現株式会社アップライト）代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 特定非営利活動法人日本IT会計士連盟代表理事	0株

(注) 1. 上記の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 坂尾栄治氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。

3. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役として職務を適切に遂行することができるかと判断する理由及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について

坂尾栄治氏につきましては、長年公認会計士として培われた会社財務知識を有し、監査役に就任された場合には当社の監査体制にその知識を活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について

坂尾栄治氏は公認会計士として会社財務・法務に精通しており、企業経営の統治に十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(3) 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社と社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。坂尾栄治氏が社外監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

以上

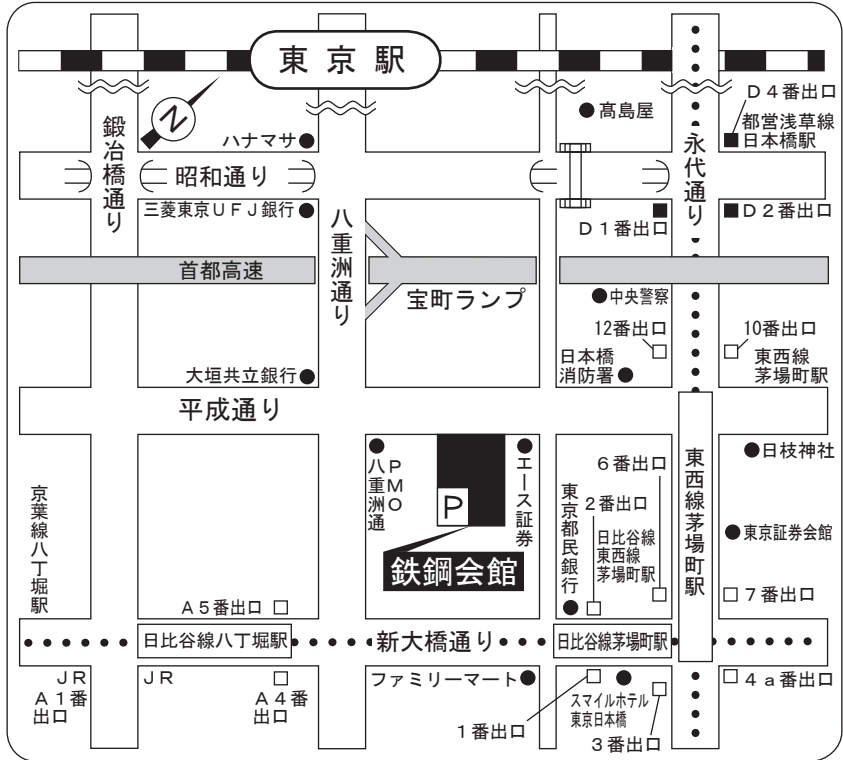
株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

鉄鋼会館（9階）911会議室

TEL：0120-404855

案内図



地下鉄（東京メトロ）

東西線ご利用の場合は茅場町駅下車、12番出口（日本橋消防署方面）、日比谷線茅場町駅下車の場合は2番出口（八丁堀方面）、日比谷線八丁堀駅下車の場合はA5番出口（八丁堀交差点方面）をご利用ください。